

～公共債をお持ちの個人のお客さまへ～

# 平成28年1月から税制が改正されます!



金融所得課税の一体化(損益通算範囲の拡大等)により、公社債や公社債投資信託等に係る税制が平成28年1月から改正されます。

※公社債投資信託にはMMF・中期国債ファンドを含みます。

## 改正の概要

### ポイント① 金融商品における損益通算範囲の拡大

- 上場株式・国内公募株式投資信託等と同様に、公社債・公社債投資信託等の利子や分配金、売却や償還における損益についても通算が可能となります。
- 損益通算は公社債・公社債投資信託等だけでなく、上場株式・国内公募株式投資信託等の譲渡損益や配当金等とも可能になります。

### ポイント② 特定口座への受入れ対象の拡大

- 上場株式・国内公募株式投資信託等と同様に、公社債・公社債投資信託等も特定口座を利用することが可能となります。
- 特定口座を利用すると、納税や譲渡損益の計算等をお客さまに代わって金融機関が行います。

### ポイント③ 公社債・公社債投資信託等の譲渡益が課税対象に

- 公社債・公社債投資信託等を中途売却した場合などの譲渡損益は20.315%※の申告分離課税となります。  
(※復興特別所得税0.315%を含めて表記しています。)
- また、公社債・公社債投資信託等の利子や分配金および償還差益も申告分離課税に統一されます。

## 熊本銀行の特定口座について

特定口座とは、熊本銀行がお客さまに代わって国内公募株式投資信託の譲渡損益等を計算し、「年間取引報告書」を作成するサービスです。

- 「年間取引報告書」をご利用になることで確定申告が簡単になります。また、「源泉徴収あり」の特定口座をご選択された場合は、確定申告が不要になります。
- 平成28年1月以降、公共債のお取引で特定口座をご利用頂くためには、特定口座開設のお手続きが必要となります。
- 公共債をお持ちのお客さまの特定口座開設のお手続きについては、確定次第、熊本銀行のホームページ等を通じてご案内する予定です。

特定口座は、熊本銀行におひとり様一口座のみです。

- 投資信託のお取引で特定口座をお持ちのお客さまが、平成28年1月以降、公共債の受入れをご希望になる場合は、平成27年12月末までに投資信託のお取引店と公共債のお取引店を同一店舗に変更いただく必要があります。(投資信託のお取引店以外の店舗で公共債口座をお持ちの場合)
- 公共債口座・通帳を複数をお持ちのお客さまが、平成28年1月以降、特定口座への受入れをご希望になる場合は、平成27年12月末までに一つの口座・通帳に集約いただく必要があります。

※熊本銀行では、公社債投資信託のお取扱いはございません。

詳しくは投資信託・公共債のお取引店または「熊本銀行ダイレクトコンサルティングプラザ」までお問合せください。

熊本銀行ダイレクト  
コンサルティングプラザ

☎ 0120-333-086



■受付時間/平日9:00~20:00  
但し、銀行休業日は除きます。

資産運用 > メニュー > 資産運用のご相談

# 税制改正に関するQ&A



## Q1 「申告分離課税」とはどのような課税方式ですか？

**A1** 他の所得とは合算せずに、その所得単独で税額を計算して納税する制度のことです。  
なお、特定口座を利用することで、納税手続きが簡単になります。

## Q2 現在保有している公共債や公社債投資信託はどうなりますか？

**A2** 平成28年1月1日時点でお持ちの公共債・公社債投資信託は、経過措置として（新たに購入することなく）特定口座に受入れることが可能とされています。

熊本銀行では、平成28年1月1日時点で既に特定口座をご利用の場合は、原則、お客さまがお持ちの公共債・公社債投資信託を特定口座に受入れさせて頂く予定です。

※特定口座に受入れる際にお手続きが必要な場合、また特定口座に受入れることができない場合があります。

※公共債・公社債投資信託をお持ちのお客さまの特定口座開設のお手続きについては、確定次第、熊本銀行のホームページ等を通じてご案内する予定です。

## Q3 公共債しか保有していない(投資信託は保有していない)場合も、損益通算のメリットがあるのですか？

**A3** たとえば公共債を中途換金・中途売却した場合などで譲渡損が生じた場合、利子所得と通算することで所得税が軽減される場合があります。

## 個人向け国債・公共債に関するご留意点

- ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約締結前交付書面」等を必ずお読みください。「商品パンフレット」「契約締結前交付書面」等は熊本銀行本支店等にご用意しています。
- 公共債は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- 公共債は発行体である当該地方公共団体等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払不能および遅延が生じるリスクがあります。
- ご購入の際は、購入対価のみをお支払いいただくことになります。

### 〈個人向け国債〉

- 発行から1年間、原則として中途換金はできません。
- 中途換金する際、原則として(※)変動10年は換金時の直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685、固定5年および固定3年は2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685が中途換金調整額として差し引かれます。
- ※発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは窓口でお問い合わせください。

### 〈個人向け国債以外の公共債〉

- 公共債には価格変動リスクがあり、中途換金する場合、売却時の市場実勢によっては元本を割り込むことがあります。

## 投資信託に関するご留意点

- ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」等を必ずお読みください。「商品パンフレット」「投資信託説明書(交付目論見書)」等は熊本銀行本支店等にご用意しています。ただし、インターネットバンキング専用ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)等は、店頭窓口にはご用意しておりません。熊本銀行インターネットバンキングよりダウンロードいただくことで確認いただけます。
- 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。また、熊本銀行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 熊本銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託は、元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託は、国内外の株式や債券等に投資しているため、投資対象の価格が、金利の変動、為替の変動、発行者の信用状況の変化等で変動し、基準価額が下落することにより、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託には手数料等がかかります。ご購入から換金・償還までの間に直接または間接にご負担いただく費用には以下のものがあります。  
\*申込手数料 \*換金手数料 \*信託財産留保額 \*信託報酬 \*監査費用・有価証券売買手数料等その他費用  
上記費用を足し合わせた金額をお客さまにご負担いただきます。申込・換金時の手数料および信託報酬等は、投資信託ごとに異なります。また、その他費用は運用状況により変動します。したがって、事前に料率および計算方法を示すことができません。詳細は、「投資信託説明書(交付目論見書)」等をご覧ください。

※熊本銀行では、総合口座貸越等の利用による金融商品のお取引は、貸越利息等をお客さまにご負担いただくこととなりますので、お取扱いしておりません。